

地震保険

ご契約のしおり



ご契約者の皆様へ

- この「ご契約のしおり」は、普通保険約款および主な特約の中で、特に大切な事柄を説明したものです。
- この「ご契約のしおり」では、「地震保険」について説明いたします。
- 詳しくは16ページ以降の普通保険約款および特約をご一読いただき、内容をよくご確認のうえ、ご契約くださるようお願いします。
ご不明な点、お気づきの点がありましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。
- ご契約者（加入者）と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの「ご契約のしおり」に記載した内容をお伝えください。
- 取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 「ご契約のしおり」は、ご契約になった後も保険証券と同様に大切に保管くださるようお願いします。



特にご注意いただきたいこと

- 住まいの火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても損害保険金がお支払いできません。

これらの損害を補償するには、別途「地震保険」をご契約される必要がありますのでご承知おきください。

- 住まいの火災保険には、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。なお地震保険を単独で契約することはできません。（注）
- 地震保険の契約をご希望にならない場合は、申込書などにご確認のご署名または捺印をお願いします。
- 保険料をお支払いいただくと損保ジャパン所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンにお問い合わせください。
- 事故が発生したときには、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店にご通知ください。ご通知がないと保険金がお支払いできないことがあります。
- 申込書の記載内容が事実と違っているときには、契約が解除されるか、または保険金をお支払いできないことがあります。（地震約款第10条→23ページ）

（注）住まいの火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、住まいの火災保険の保険期間（ご契約期間）の途中から（ただし、東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときから一定期間を除きます。）地震保険をご契約になることができますので、ご希望される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

※損害保険会社の経営が破綻した場合でも、家計地震保険では、「損害保険契約者保護機構」により、保険金・返戻金の全額が補償されます。

※複数の保険会社による共同保険の場合、幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。

<地震保険料控除>

地震保険の払込保険料に応じて、一定の額がその年の契約者（保険料負担者）の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※ 従前の損害保険料控除は平成18年12月31日をもって廃止されました。経過措置として平成18年12月31日までに保険期間が開始する保険期間10年以上の積立型保険契約で平成19年1月以降保険料の変更のない契約については、従前の損害保険料控除の対象となります。ただし、経過措置が適用される積立型火災保険に地震保険を付帯している契約については、従前の損害保険料控除と地震保険料控除のいずれか一方しか適用されません。



クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等について）

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(1) お申し出できる期間

クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。

- ・ご契約を申し込まれた日
- ・クーリングオフ説明書を受領された日

(2) お手続き方法

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に損保ジャパンの本社に必ず郵便でご通知ください。

ご通知いただく事項は以下のとおりです。

- ・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ・ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号
- ・ご契約を申し込まれた年月日
- ・ご契約を申し込まれた保険の内容（保険種類、証券番号または領収証番号）
- ・取扱代理店・仲立人名

※申し出を受付できない場合

- ・取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。
- ・既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

(3) お支払いになった保険料の取扱い

クーリングオフのお申し出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日（開始日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。

(4) クーリングオフのお申し出ができない場合

- 次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
- ・保険期間が1年以上のご契約（自動継続特約をセットしたご契約を含みます。）
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・質権が設定されたご契約
- ・保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ・通販特約により申し込まれたご契約

目次

I	地震保険の内容	1
	1. 地震保険の対象	
	2. 地震保険の補償内容	
	3. 保険金をお支払いできない主な場合	
II	損害の認定基準について	2
	1. 建物の「全損」「半損」「一部損」	
	2. 家財の「全損」「半損」「一部損」	
III	ご契約時にご注意いただきたいこと	8
	1. 地震保険の保険金額(ご契約金額)について	
	2. セットで契約する住まいの火災保険との関係	
	3. セットで契約する住まいの火災保険の保険期間が1年を超える 長期契約の場合の取扱い	
	4. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と 所在地について	
IV	地震保険の割引制度について	9
	1. 免震建築物割引	
	2. 耐震等級割引	
	3. 耐震診断割引	
	4. 建築年割引	
V	地震保険を中途付帯した場合に適用される特約	11
VI	ご契約後にご注意いただきたいこと	14
VII	事故が起こったときの手続き	14
VIII	保険金をお支払いした後のご契約	14
IX	警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて	14

I

地震保険の内容



1. 地震保険の対象 (地震約款第4条→19ページ)

(1) 対象となるもの (保険の対象)

- ・居住用建物 (住居のみに使用される建物および併用住宅)
- ・居住用建物に収容されている家財 (生活用動産)

(2) 対象とならないもの

- ・店舗や事務所のみに使用されている建物
- ・営業用什器・備品や商品などの動産
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車※
- ・貴金属、宝石、書画、骨董等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの※
- ・稿本 (本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物※

※セットでご契約いただく住まいの火災保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

(注) 建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が生じて、保険金は支払われません。

2. 地震保険の補償内容 (地震約款第2条・第5条→18・20ページ)

地震・噴火またはこれらによる津波 (以下、「地震等」といいます。) を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
建物	全損のとき	建物の地震保険金額の全額 [時価額限度]
	半損のとき	建物の地震保険金額の50% [時価額の50%限度]
	一部損のとき	建物の地震保険金額の5% [時価額の5%限度]
家財	全損のとき	家財の地震保険金額の全額 [時価額限度]
	半損のとき	家財の地震保険金額の50% [時価額の50%限度]
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5% [時価額の5%限度]

※損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害では、保険金は支払われません。

※損害の程度である「全損」「半損」「一部損」については、後記Ⅱ. 損害の認定基準について (2ページ) をご参照ください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円 (平成25年2月現在) を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。(地震約款第7条→22ページ)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{全損、半損または一部損の算出保険金} \times \frac{6 \text{ 兆} 2,000 \text{ 億円}}{\text{算出保険金総額}}$$

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。

3. 保険金をお支払いできない主な場合 (地震約款第3条→18ページ)

建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象（保険をつけた物）の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

II 損害の認定基準について

前記 I . 2 . の「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがって、次のとおり行います。

1. 建物の「全損」「半損」「一部損」

	認 定 の 基 準 (①②または③)		
損害の程度	①主要構造部*1 (軸組、基礎、屋根、外壁等) の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全 損	建物の時価額の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
半 損	建物の時価額の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	—
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・半損・一部損に至らないとき

※ 1 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※ 2 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）となったときは、全損とみなします。

【建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法】

(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

①木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組（小屋組、内壁を含みます。）、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁（床組を含みます。）、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表（在来軸組工法：表1-1、枠組壁工法：表1-2を参照願います。）から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

②非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-1、鉄骨造：表2-3を参照願います。）から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と

認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-2 鉄骨造：表2-4を参照願います。）から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

(2) 津波による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、津波による損害の認定基準（表3を参照願います。）を基に全損、半損、一部損の認定を行います。

(3) 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定基準（表4を参照願います。）を基に全損、半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財全体の時価額の80%以上
半損	家財の損害額が家財全体の時価額の30%以上80%未満
一部損	家財の損害額が家財全体の時価額の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・半損・一部損の認定を行います。

※区分所有建物（分譲マンション等）の損害割合の取扱い

①建物：1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定します。

②家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行います。

《地震保険損害認定基準表(抜粋)》

(表1-1) 木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)			物理的損傷割合の求め方	
		平家建	2階建	3階建		
主要構造部	軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
		②～⑧ 略	12～41	13～45	14～46	
		⑨40%を超える場合	全損とします			
	基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑤ 略	5～11	4～11	5～12	
		⑥50%を超える場合	全損とします			
	屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②～④ 略	4～8	2～4	1～3	
		⑤50%を超える場合	10	5	3	
	外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$
		②～⑤ 略	3～10	5～15	5～15	
		⑥70%を超える場合	13	20	20	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※傾斜が1/20(約3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方	
主要構造部	外壁	①3%以下	2	$\frac{\text{1階の損傷外壁水平長さ}}{\text{1階の外周延べ長さ}}$
		②～⑥ 略	4～39	
		⑦25%を超える場合	全損	
	内壁	①3%以下	3	$\frac{\text{1階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{\text{1階の入隅全箇所数}}$
		②～④ 略	5～35	
		⑤15%を超える場合	全損	
	基礎	①3%以下	1	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑦ 略	2～10	
		⑧35%を超える場合	全損	
屋根	①3%以下	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$	
	②～⑧ 略	2～9		
	⑨55%を超える場合	10		

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

		被害の程度	損害割合 (%)
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	① 5 cmを超え、10cm以下	3
		②～⑩ 略	5～45
		⑪ 100cmを超える場合	全損
	傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	① 0.2/100 (約0.1°) を超え、0.3/100 (約0.2°) 以下	3
		②～⑦ 略	5～40
		⑧ 2.1/100 (約1.2°) を超える場合	全損

(表2-2) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

		被害の程度	被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	① 10%以下	0.5	
		②～⑤ 略	1～4	
		⑥ 50%を超える場合	5	
II	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	① 5%以下	0.5	
		②～⑩ 略	1～11	
		⑪ 50%を超える場合	13	
III	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋、接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	① 3%以下	2	
		②～⑪ 略	3～25	
		⑫ 50%を超える場合	30	
IV	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	① 3%以下	3	
		②～⑪ 略	5～45	
		⑫ 50%を超える場合	全損	

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除きます。)

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱(柱はり接合部を含みます。)、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ばり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱(柱はり接合部を含みます。)、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

		被害の程度	損害割合 (%)
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①10cmを超え、15cm以下	3
		②～⑤ 略	10～40
		⑥40cmを超える場合	全損
	傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.4/100 (約0.2°) を超え、0.5/100 (約0.3°) 以下	3
		②～⑤ 略	10～40
		⑥3.0/100 (約1.7°) を超える場合	全損

(表2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

		被害の程度	被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、 かすかな不陸がある	①10%以下		1
		②～④ 略		2～4
		⑤50%を超える場合		5
II	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下		1
		②～⑨ 略		2～12
		⑩50%を超える場合		15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、 目地や隅角部に破壊がある	①3%以下		2
		②～⑩ 略		3～23
		⑪50%を超える場合		25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、 破壊、崩落がある	①3%以下		3
		②～⑨ 略		5～45
		⑩50%を超える場合		全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部（窓・出入口）および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部（窓・出入口）、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部（窓・出入口）および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(表3) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅) 津波による損害の認定基準

損害の程度	津波による損害
全損	鴨居、長押または扉の上端に至る床上浸水を被った場合
半損	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損または半損に至らないとき

※津波以外による損害には適用されません。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1.(1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(表4) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅) 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

損害の程度	「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
	傾斜	最大沈下量
全損	1.7/100(約1°)を超える場合	30cmを超える場合
半損	0.9/100(約0.5°)を超え、1.7/100(約1°)以下の場合	15cmを超え、30cm以下の場合
一部損	0.4/100(約0.2°)を超え、0.9/100(約0.5°)以下の場合	10cmを超え、15cm以下の場合

※「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1.(1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

※「地震等」を原因とする地盤液状化による損害については、傾斜・最大沈下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

III

ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 地震保険の保険金額（ご契約金額）について

建物、家財ごとに、セットで契約する住まいの火災保険の保険金額の30%～50%の範囲で決めていただきます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。すでに他の地震保険契約があって追加契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

2. セットで契約する住まいの火災保険との関係

(地震約款第22条・第33条→27・31ページ)

- (1)地震保険は、住まいの火災保険にセットして契約しなければその効力を生じません。
- (2)セットで契約する住まいの火災保険が保険期間（ご契約期間）の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。

3. セットで契約する住まいの火災保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合の取扱い

地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や最長5年までの長期契約を組み合わせ住まいの火災保険契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。

※保険期間が自動的に継続する方式のご注意

- ・保険期間の満了する3か月前までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動的に継続されます。
- ・継続されるご契約の保険料は、継続保険期間の初日までにお支払いください。お支払のない場合には、お支払前の損害には保険金をお支払いできません。

4. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について

地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがないかご確認ください。

(建物の構造)

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造とロ構造(注)の2つに区分されています。セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます(イ構造→火災保険の構造がM構造・T構造(A構造・B構造)または1級構造・2級構造(特級構造)の場合、ロ構造→火災保険の構造がH構造(C構造・D構造・F構造)または3級構造(4級構造・6級構造)の場合)。

(注)平成22年1月改定に伴い、構造区分が変更となり保険料が引上げとなる場合には、経過措置が適用されて保険料負担が軽減されます。

(建物の所在地)

都道府県別に区分されています。

IV

地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引を適用します（地震保険の保険期間の開始日より適用できる割引が異なります。）。なお、保険期間の途中において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引を適用します。

1. 免震建築物割引（平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用）

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「品確法」といいます。）に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。）において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、以下の書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）および②「技術的審査適合証」など免震建築物であることが確認できる書類（写）※

※長期優良住宅に関する認定書類については、平成23年7月1日以降、保険期間が開始するご契約から割引の確認書類となります。

割引率

30%

2. 耐震等級割引（平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用）

対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」（以下、「評価指針」といいます。）に定められた耐震等級を有していること。ただし、以下の書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）
- ・評価指針に基づく耐震性能評価書（写）
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）および②「技術的審査適合証」など耐震等級を確認できる書類（写）※1※2

※1 長期優良住宅に関する認定書類については、平成23年7月1日以降、保険期間が開始するご契約から割引の確認書類となります。

※2 「認定通知書」など上記①のみご提出いただいた場合には、耐震等級割引（20%）が適用されます。

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

3. 耐震診断割引(平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用)

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準をみたす建物であること。ただし、以下の書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)
- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書)

割引率

10%

4. 建築年割引(平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用)

対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、以下の書類をご契約者よりご提出いただいた場合(いずれの書類も記載された建築年月により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です)。

- ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等※1が発行※2する書類(写)
- ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)

※1 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

※2 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

割引率

10%

- (注1) 上記1.または2.の割引の適用を受けようとする場合で、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合には、設計住宅性能評価書(写)をご提出いただくことができます。
- (注2) 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級、建築年割引の場合は建築年月)が確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)または異動承認書(写)をご提出いただくことができます。
- (注3) 注2にかかわらず、継続契約(前契約(損保ジャパンの契約にかぎります。))の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。)に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類および割引率と同一の地震保険割引の種類および割引率の適用を受けようとする場合には、上記1.~4.のただし書の資料の提出を省略することができます。
- (注4) 上記1.~4.の割引は重複して適用を受けることができません。

V

地震保険を中途付帯した場合に適用される特約

地震保険を火災保険契約に中途付帯する場合、火災保険に適用される保険料の払込みに関する特約と異なる特約が適用される場合があります。地震保険を中途付帯した場合に適用される払込みに関する特約は以下のとおりです。各特約の詳細は、ご契約時にお送りしている特約、または本ご契約のしおりをご参照ください。

1. 火災保険の始期応当日に地震保険を中途付帯する場合

(1) 主契約が個人用火災総合保険の場合

契約形態	主契約の保険料の払込に関する特約	主契約の保険期間	主契約の残存期間	継続方法	地震保険に適用される特約
団体扱 債務者 集団扱 以外	一括払 (単純長期)	1年超	1年以下	—	保険料一括払特約
			1年超	1年自動継続	保険料一括払特約、自動継続特約(地震)
	長期一括払	2年以上 36年以下	1年	—	保険料一括払特約
			2年以上	1年自動継続	保険料一括払特約、自動継続特約(地震)
			5年以下	—	保険料長期一括払特約
			6年以上	1年自動継続 5年自動継続	保険料一括払特約、自動継続特約(地震) 保険料長期一括払特約、自動継続特約(地震)
	長期年払	2年以上 5年以下	1年	—	保険料一括払特約
			2年以上5年以下	—	保険料長期年払特約
	長期月払	2年以上 5年以下	1年	—	保険料分割払特約
			2年以上5年以下	—	保険料長期月払特約
団体扱	長期分割払	2年以上 5年以下	1年	—	団体扱保険料分割払特約(主契約に同じ)
			2年以上5年以下	—	団体扱保険料分割払特約(主契約に同じ)、長期分割払特約(団体扱)
債務者 集団扱	長期一括払	2年以上 36年以下	1年	—	集団扱特約(債務者集団扱)
			2年以上	1年自動継続	集団扱特約(債務者集団扱)、自動継続特約(地震)
			5年以下	—	集団扱特約(債務者集団扱)、保険料長期一括払特約
			6年以上	1年自動継続 5年自動継続	集団扱特約(債務者集団扱)、自動継続特約(地震) 集団扱特約(債務者集団扱)、保険料長期一括払特約、自動継続特約(地震)
	長期年払	2年以上 5年以下	1年	—	集団扱特約(債務者集団扱)
			2年以上5年以下	—	集団扱特約(債務者集団扱)、長期分割払特約(集団扱)

(2) 主契約が個人用火災総合保険以外の場合

契約形態	主契約の保険料の 払込に関する特約	主契約の 保険期間	主契約の 残存期間	継続方法	地震保険に適用される主な特約※
団体扱 債務者 集団扱 以外	一括払 (単純長期)	1年超	1年以下	—	—
			1年超	1年自動継続	自動継続特約(地震)
	長期一括払	2年以上 36年以下	1年	—	—
			2年以上	1年自動継続	自動継続特約(地震)
			5年以下	—	—
			6年以上	1年自動継続 5年自動継続	自動継続特約(地震) 自動継続特約(地震)
	長期年払	2年以上 36年以下	1年	—	—
			2年以上36年以下	1年自動継続	自動継続特約(地震)
長期月払	2年以上 5年以下	1年	—	—	
		2年以上5年以下	1年自動継続	自動継続特約(地震)	
団体扱	長期分割払	2年以上 5年以下	1年	—	—
		2年以上5年以下	1年自動継続	自動継続特約(地震)	
債務者 集団扱	長期一括払	2年以上 36年以下	1年	—	—
			2年以上	1年自動継続	自動継続特約(地震)
			5年以下	—	—
			6年以上	1年自動継続 5年自動継続	自動継続特約(地震) 自動継続特約(地震)
	長期年払	2年以上 36年以下	1年	—	—
			2年以上36年以下	1年自動継続	自動継続特約(地震)

※保険料の払込みに関する特約は、主契約によって異なります。

2. 火災保険の始期応当日以外に地震保険を中途付帯する場合

(1) 主契約が個人用火災総合保険の場合

契約形態	主契約の保険料の払込に関する特約	主契約の保険期間	主契約の残存期間	始期応当日までの期間	地震保険に適用される特約
団体扱 債務者 集団扱 以外	一括払(1年・短期) 分割払(1年)	1年以下	1年未満	－	保険料一括払特約
			1年未満	－	保険料一括払特約
	一括払(単純長期) 長期一括払	1年超	1年超	4か月超	保険料一括払特約、自動継続特約(地震)
			1年超	4か月以内	保険料一括払特約 ※自動継続をご希望の場合は、別途手続きが必要です。
	長期年払	2年以上 5年以下	1年未満	－	保険料一括払特約
			1年超2年未満	－	保険料一括払特約
			2年超	－	始期応当日まで：保険料一括払特約 始期応当日以降：保険料長期年払特約
			2年超	－	始期応当日まで：保険料一括払特約 始期応当日以降：保険料長期月払特約
	長期月払	2年以上 5年以下	1年未満	－	保険料一括払特約
			1年超2年未満	－	始期応当日まで：保険料一括払特約 始期応当日以降：保険料分割払特約
2年超			－	始期応当日まで：保険料一括払特約 始期応当日以降：保険料長期月払特約	
2年超			－	始期応当日まで：保険料一括払特約 始期応当日以降：保険料長期月払特約	
団体扱	分割払・一括払	1年	1年未満	－	団体扱保険料分割払特約(主契約に同じ)
			1年未満	－	団体扱保険料分割払特約(主契約に同じ)
	長期分割払	2年以上 5年以下	1年超2年未満	－	団体扱保険料分割払特約(主契約に同じ)
			2年超	－	始期応当日まで：団体扱保険料分割払特約(主契約に同じ) 始期応当日以降：団体扱保険料分割払特約(主契約に同じ)、長期分割払特約(団体扱)
集団扱	分割払・一括払	1年	1年未満	－	集団扱特約
債務者 集団扱	長期一括払	2年以上 36年以下	1年未満	－	集団扱特約(債務者集団扱用)
			1年超	4か月超	集団扱特約(債務者集団扱用)、自動継続特約(地震)
	1年超	4か月以内	集団扱特約(債務者集団扱用) ※自動継続をご希望の場合は、別途手続きが必要です。		
	長期年払	2年以上 5年以下	1年未満	－	集団扱特約(債務者集団扱用)
			1年超2年未満	－	集団扱特約(債務者集団扱用)
			2年超	－	始期応当日まで：集団扱特約(債務者集団扱用) 始期応当日以降：集団扱特約(債務者集団扱用)、長期分割払特約(集団扱)
2年超			－	始期応当日まで：集団扱特約(債務者集団扱用) 始期応当日以降：集団扱特約(債務者集団扱用)、長期分割払特約(集団扱)	

(2) 主契約が個人用火災総合保険以外の場合

契約形態	主契約の保険料の払込に関する特約	主契約の保険期間	主契約の残存期間	始期応当日までの期間	地震保険に適用される主な特約*
団体扱 債務者 集団扱 以外	一括払(1年・短期) 分割払(1年)	1年以下	1年未満	－	－
			1年未満	－	－
	一括払(単純長期) 長期一括払	1年超	1年超	4か月超	自動継続特約(地震)
			1年超	4か月以内	※自動継続をご希望の場合は、別途手続きが必要です。
	長期年払 長期月払	2年以上	1年未満	－	－
			1年超	4か月超	自動継続特約(地震)
1年超	4か月以内	※自動継続をご希望の場合は、別途手続きが必要です。			
団体扱 集団扱	分割払・一括払	1年	1年未満	－	－
			1年未満	－	－
長期分割払	2年以上	1年超	4か月超	自動継続特約(地震)	
		1年超	4か月以内	※自動継続をご希望の場合は、別途手続きが必要です。	
債務者 集団扱	長期一括払	2年以上 36年以下	1年未満	－	－
			1年超	4か月超	自動継続特約(地震)
	1年超	4か月以内	※自動継続をご希望の場合は、別途手続きが必要です。		
	長期年払	2年以上	1年未満	－	－
1年超			4か月超	自動継続特約(地震)	
1年超	4か月以内	※自動継続をご希望の場合は、別途手続きが必要です。			

*保険料の払込みに関する特約は、主契約によって異なります。

VI

ご契約後にご注意いただきたいこと

(地震約款第11条・第12条・第13条→24・25ページ)

ご契約後に次のようなことが生じたときは、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

(1)建物の構造または用途を変更するとき(例:併用住宅が専用店舗に変わった場合等)

(2)引っ越し等により家財などを他の場所に移転するとき

また、ご契約者の住所が変更となるときや、建物などを売却・譲渡等するときも、取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

VII

事故が起こったときの手続き

(地震約款第26条・第28条・第29条→28・29ページ)

地震保険で補償する事故が起こったときは、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店にご通知のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。

お手続きに際しては、保険証券のほか、保険金の請求書など必要な書類のご提出をお願いします。

VIII

保険金をお支払いした後のご契約

(地震約款第32条→30ページ)

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約は損害発生時に終了します。全損以外の認定による保険金のお支払の場合には、このご契約の保険金額(ご契約金額)は減額することはありません。

IX

警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

(地震約款第14条(2)→25ページ)

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のご注意ください。

(参考) 東海地震に係る地震防災対策強化地域
(平成24年4月1日現在)



都 県	市 町 村
東 京	〈村〉 新島、神津島、三宅
神奈川	〈市〉 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 〈町村〉 高座郡＝寒川；中郡＝大磯、二宮；足柄上郡＝中井、大井、松田、山北、開成； 足柄下郡＝箱根、真鶴、湯河原
山 梨	〈市〉 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、 上野原、甲州、中央 〈町村〉 西八代郡＝市川三郷；南巨摩郡＝早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡＝昭和； 南都留郡＝道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	〈市〉 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 〈町村〉 諏訪郡＝下諏訪、富士見、原；上伊那郡＝辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田； 下伊那郡＝松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	〈市〉 中津川
静 岡	全 域
愛 知	〈市〉 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、 常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、 みよし、あま、長久手 〈町村〉 愛知郡＝東郷；海部郡＝大治、蟹江、飛島； 知多郡＝阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊； 額田郡＝幸田；北設楽郡＝設楽、東栄
三 重	〈市〉 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 〈町村〉 桑名郡＝木曾岬；度会郡＝大紀、南伊勢；北牟婁郡＝紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、平成24年3月30日付け告示（内閣府告示第41号）に基づくものです。



第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	<p>(建物の場合)</p> <p>建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合)</p> <p>生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。</p>
危険	<p>損害の発生の可能性をいいます。</p>
危険増加	<p>告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。</p>

警戒宣言	<p>大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。</p>
告知事項	<p>危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。^(注)</p> <p>(注) 他の保険契約に関する事項を含みます。</p>
敷地内	<p>特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。</p>
地震等	<p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。</p>
地震保険法	<p>地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)をいいます。</p>
生活用動産	<p>生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。</p>
全損	<p>(建物の場合)</p> <p>建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の</p>

	<p>主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合)</p> <p>生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。</p>		<p>(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合)</p> <p>この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p>
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。	半損	<p>(建物の場合)</p> <p>建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合)</p> <p>生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害をいいます。</p>
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。		
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限りです。		
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。		
他の保険契約	<p>(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合)</p> <p>この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p>		
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。		
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。		

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。

(2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能^(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。

(3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水^(注1)または地盤面^(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合^(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(4) (1) から (3) までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるもの

とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。

(5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の紛失または盗難

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)

⑤ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場

合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群眾または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。

(2) (1) の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類

する物

② 自動車(注)

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または生活用動産に限られます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚そ

の他にこれらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車^(注)
- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（保険金の支払額）

(1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である建物または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
- ③ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) (1) の場合において、この保険契約の

保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(4) 当社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2) ①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2) および(3)の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2) から(4)までの規定により、当会

社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

$$(2) \text{ ①に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(2) \text{ ②に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注) (2) ①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額を超える場合に限りです。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

(3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険

契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) ①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$5,000万円または保険価額のいずれか低い額 \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$5,000万円または保険価額のいずれか低い額 \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$1,000万円または保険価額のいずれか低い額 \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(5) 当会社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または (3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに (3) および (4) の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3) から (5) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から

(3) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4) の規定により保険金を支払った場合^(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$(3) \text{ ①に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(3) \text{ ②に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注) (3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) ①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。

(7) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払についての特別)

(1) 地震保険法第4条 (保険金の削減) の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当社は、同法

およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

- (2) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おの他の別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、

故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
- ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損

害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合(注)には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第12条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第13条(保険の対象の譲渡)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。
(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および

特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にかかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
(3) 当社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条(保険契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条(保険契約の無効)

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
(2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条(保険契約の失効)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保

険契約は効力を失います。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還また

は請求します。

- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

- (4) (1) または (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

- (6) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当

社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条(保険料の返還—無効、失効等の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条(保険契約の無効)(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条(保険料の返還—取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合に、当会社は、保険料を返還しません。

第24条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)

- (1) 第17条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡^{さかのぼ}って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその

保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2) もしくは (6)、第19条（重大事由による解除）(1) または第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容^(注)を当社に遅滞なく通知しなければなりません。
(注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が

発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当社が次条 (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金

を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了^(注3)の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者

が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険価額を含みます。

(注3) 第33条(付帯される保険契約との関係)(2)において定める終了に限りです。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日

数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) 当社は、第7条(保険金支払についての特則)の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(注) 概算払の場合を含みます。

第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)

(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が

取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社に負担とします。

第32条(保険金支払後の保険契約)

(1) 当社が第5条(保険金の支払額)(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

(3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対

象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から (3) までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとしします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとしします。

第34条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合^(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとしします。

- (2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）

の規定によるものとしします。

- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとしします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとしします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとしします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとしします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとしします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

●長期総合保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が長期総合保険の場合は、この特則が適用されます。

第1条（読み替え規定）

第3章第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは、「この保険契約の第1回保険料と、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えます。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 第2回以後の保険料（この特則第7条（自動継続）(1)の規定により自動的に継

続された保険契約（以下「自動継続契約」といいます。）の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。以下同様とします。）は、保険証券に記載された払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

- (2) この保険契約または自動継続契約が第3章第32条（保険金支払後の保険契約）(1)に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべきその保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (3) 当会社は、保険料のうち(2)に規定する未払込部分がある場合は、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の失効もしくは解除の場合の返れい金もしくは終了の事由となる保険金または(2)に規定する保険金から(2)に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。
- (4) この保険契約が付帯される長期総合保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯するときは、(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、保険料を一時に払い込まなければなりません。

第3条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）

- (1) この特則第2条（保険料の払込方法）(1)の規定にかかわらず、第2回以後の保険料の払込みの猶予期間（以下「払込猶予期間」といいます。）は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合は、

最終回の直前回の保険料（この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の最終保険年度の場合にかぎります。）にかぎり、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。

- (2) 払込猶予期間がこの保険契約が付帯されている長期総合保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額をこの保険契約が付帯されている長期総合保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- (3) (2) の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第5条（保険料の振替貸付）

- (1) この条の規定は、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約に地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約が付帯されている場合に適用します。
- (2) 前条(3)の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の普通保険約款および地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約の規定により、払い込まれなかった保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させます。

第6条（告知義務、通知義務による保険料の払込期限）

- (1) 第3章第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の規定

により請求された保険料（この保険契約に長期保険保険料払込特約が付帯されている場合は、同特約第1条（保険料の返還または請求—通知義務の場合）の規定により請求された保険料を含みます。）は、当会社の承認した日の属する月の翌月末日（(2)において「払込期限」といいます。）までに払い込まなければなりません。

- (2) (1) の場合において、当会社の請求した保険料の払込みがなかったときは、この保険契約または自動継続契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条の規定を準用するものとし、これにより当会社が振替貸付を行なった場合を除きます。

第7条（自動継続）

- (1) この保険契約は保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合は、保険期間満了となる保険契約と同一の年数（この保険契約が付帯される長期総合保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとし、ただし、法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要がある場合を除きます。
- (2) 自動継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。
- (3) 自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその自動継続契約の保険料（保険料が2回以上に分割して支払われるべき場合においては、その第1回保険料。(4)において同

- 様とします。)に対する領収証とをもってこれに代えることができます。
- (4) この保険契約または自動継続契約に適用した料率が改定された場合は、当社は、料率が改定された日以後(1)の規定によって保険期間が開始する自動継続契約の保険料を変更します。
- (5) (1)の規定は、第3章第10条(告知義務)(2)および第11条(通知義務)(2)の効力を妨げないものとします。
- (6) (1)から(4)までの規定は、第3章第34条(保険契約の継続)の規定とはかかわりありません。

●積立マンション総合保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が積立マンション総合保険の場合は、この特則が適用されます。

第1条(読み替え規定)

第3章第9条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは、「この保険契約の第1回保険料と、この保険契約が付帯されている積立マンション総合保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えます。

第2条(保険料の払込方法)

- (1) 第2回以後の保険料(この特則第7条(自動継続)(1)の規定により自動的に継続された保険契約(以下「自動継続契約」といいます。))の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。以下同様とします。))は、保険証券に記載された払込期日(以下「払込期日」といいます。))までに払い込まなければなりません。

- (2) この保険契約または自動継続契約が第3章第32条(保険金支払後の保険契約)(1)に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべきその保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (3) 当社は、保険料のうち(2)に規定する未払込部分がある場合は、この保険契約が付帯されている積立マンション総合保険契約の失効もしくは解除の場合の返れい金もしくは終了の事由となる保険金または(2)に規定する保険金から(2)に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。
- (4) この保険契約が付帯される積立マンション総合保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯するときは、(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、保険料を一時に払い込まなければなりません。

第3条(保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)

- (1) この特則第2条(保険料の払込方法)(1)の規定にかかわらず、第2回以後の保険料の払込みの猶予期間(以下「払込猶予期間」といいます。))は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合は、最終回の直前回の保険料(この保険契約が付帯されている積立マンション総合保険契約の最終保険年度の場合にかぎり)にかぎり、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。
- (2) 払込猶予期間がこの保険契約が付帯され

ている積立マンション総合保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額をこの保険契約が付帯されている積立マンション総合保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

- (3) (2) の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第5条（保険料の振替貸付）

- (1) この条の規定は、この保険契約が付帯されている積立マンション総合保険契約に地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約が付帯されている場合に適用します。
- (2) 前条(3)の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、当社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、この保険契約が付帯されている積立マンション総合保険契約の普通保険約款および地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約の規定により、払い込まれなかった保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させます。

第6条（告知義務、通知義務による保険料の払込期限）

- (1) 第3章第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の規定により請求された保険料（この保険契約に長期保険保険料払込特約が付帯されている場合は、同特約第1条（保険料の返還または請求—通知義務の場合）の規定により請求された保険料を含みます。）は、当社の承認した日の属する月の翌月末日（(2)において「払込期限」といいます。）までに払い込まなければなりません。

- (2) (1) の場合において、当社の請求した保険料の払込みがなかったときは、この保険契約または自動継続契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条の規定を準用するものとし、これにより当社が振替貸付を行なった場合を除きます。

第7条（自動継続）

- (1) この保険契約は保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当社から書面による反対の申出がない場合は、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（この保険契約が付帯される積立マンション総合保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている積立マンション総合保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。
- (2) 自動継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。
- (3) 自動継続契約については、当社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその自動継続契約の保険料（保険料が2回以上に分割して支払われるべき場合においては、その第1回保険料。(4)において同様とします。）に対する領収証をもってこれに代えることができます。
- (4) この保険契約または自動継続契約に適用した料率が改定された場合は、当社は、料率が改定された日以後(1)の規定によ

って保険期間が開始する自動継続契約の保険料を変更します。

- (5) (1)の規定は、第3章第10条（告知義務）(2)および第11条（通知義務）(2)の効力を妨げないものとします。
- (6) (1)から(4)までの規定は、第3章第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

●家庭総合保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が家庭総合保険の場合は、この特則が適用されます。

- (1) 第3章第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)を「危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注1)に対し、次の①または②に従い計算した保険料を請求または返還します。

- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

次の算式に従い算出した保険料を請求します。

$$\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}}$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

次の算式に従い算出した保険料を返還します。

$$\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}}\right)$$

(注1) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、

危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

と読み替えます。

- (2) 第3章第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）(3)および(4)ならびに第25条（保険料の返還—解除の場合）(1)の規定中「未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「家庭総合保険に付帯される場合の特則(1)の②の規定により保険料を返還します。」と読み替えます。

- (3) 第3章第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）(2)の規定中「保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「家庭総合保険に付帯される場合の特則(1)の②の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。

- (4) 第3章第25条（保険料の返還—解除の場合）(2)の規定中「保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「家庭総合保険に付帯される場合の特則(1)の②の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。

●新火災保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が新火災保険の場合は、この特則が適用されます。

第1条（保険金を支払わない場合）

地震保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第9条（保険責任の始

期および終期) (3) の規定にかかわらず、当社は、必要事項が記載された当社所定の保険契約申込書を受領した時までに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (契約内容の変更等)

- (1) 保険契約者または被保険者が、普通保険約款第11条 (通知義務) (1) の①から③まで以外の契約内容の変更をしようとするときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1) の場合において、当社が書面を受領するまでの間に生じた損害に対しては、当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第3条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 保険契約者または被保険者が、普通保険約款第11条 (通知義務) (1) の規定による通知をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通保険約款第21条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (2) の規定にかかわらず、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注1)に対し、次の①または②に従い計算した保険料を、請求または返還します。

- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合
次の算式に従い算出した保険料を請求します。

$$\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}}$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合
次の算式に従い算出した保険料を返還します。

$$\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}} \right)$$

- (2) 保険契約者または被保険者が、前条 (1) の規定による通知をする場合において、保険料を変更する必要があるときも、当社は、(1) の①または②の規定に従い計算した保険料を、請求または返還します。

(注1) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第4条 (保険料の返還一無効、失効または解除の場合)

- (1) 普通保険約款第22条 (保険料の返還一無効、失効等の場合) (3) および (4) ならびに第25条 (保険料の返還一解除の場合) (1) の規定中「未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「新火災保険に付帯される場合の特則第3条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1) の②の規定により計算した保険料を返還します。」と読み替えます。
- (2) 普通保険約款第24条 (保険料の返還一保険金額の調整の場合) (2) の規定中「保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「新火災保険に付帯される場合の特則第3条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1) の②の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。
- (3) 普通保険約款第25条 (保険料の返還一解除の場合) (2) の規定中「保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「新火災保険

に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)の②の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。

●個人用火災総合保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が個人用火災総合保険の場合は、この特則が適用されます。

第1条（保険金を支払わない場合）

地震保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当社は、必要事項が記載された当社所定の保険契約申込書を受領した時までに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（契約内容の変更等）

- (1) 保険契約者または被保険者が、普通保険約款第11条（通知義務）(1)の①から③まで以外の契約内容の変更をしようとするときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当社が書面を受領するまでの間に生じた損害に対しては、当社は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第3条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 保険契約者または被保険者が、普通保険約款第11条（通知義務）(1)の規定による通知をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通保険

約款第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注1)に対し、次の①または②に従い計算した保険料を、請求または返還します。

- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合
次の算式に従い算出した保険料を請求します。

$$\text{変更後の保険料} \\ \text{と変更前の保険} \times \frac{\text{未経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}} \\ \text{料との差額}$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合
次の算式に従い算出した保険料を返還します。

$$\text{変更前の保険料} \\ \text{と変更後の保険} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}} \right) \\ \text{料との差額}$$

- (2) 保険契約者または被保険者が、前条(1)の規定による通知をする場合において、保険料を変更する必要があるときも、当社は、(1)の①または②の規定に従い計算した保険料を、請求または返還します。
(注1) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第4条（保険料の返還一無効、失効または解除の場合）

- (1) 普通保険約款第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）(3)および(4)ならびに第25条（保険料の返還一解除の場合）(1)の規定中「未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)の

- ②の規定により計算した保険料を返還します。」と読み替えます。
- (2) 普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2) の規定中「保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) の②の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。
- (3) 普通保険約款第25条（保険料の返還－解

除の場合）(2) の規定中「保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) の②の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。

第5条（保険料率の適用）

この保険契約については、保険期間の初日に使用されている保険料率によるものとします。

●長期保険保険料払込特約 (地震保険用)

第1条 (保険料の返還または請求—通知義務の場合)

地震保険普通保険約款第11条(通知義務)(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注)に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条 (保険料の返還—失効等の場合)

- (1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条(保険料の返還—無効、失効等の場合)(3)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (2) 地震保険普通保険約款第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条(保険料の返還—無効、失効等の場合)(4)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未

経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条 (保険料の返還—保険金額の調整の場合)

地震保険普通保険約款第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条 (保険料の返還—解除の場合)

地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条(保険料の返還—解除の場合)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条 (保険料の返還または請求—料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、

保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還—保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度(注)を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未經過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未經過料率係数表

単位(%)

経過年数 経過月数	2年契約			3年契約			4年契約			5年契約		
	0年	1年	2年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	0年	1年	2年
1か月まで	90:44	93:62	30	95:71	47:23	96:77	58:38	18	90:11	23:4		
2か月まで	87:40	91:59	27	93:69	45:21	94:75	56:37	17				
3か月まで	83:36	88:57	24	91:67	43:19	93:74	55:35	15				
4か月まで	79:32	86:54	22	89:65	41:17	91:72	53:33	13				
5か月まで	75:28	83:51	19	87:63	39:15	90:71	51:32	12				
6か月まで	71:24	80:49	16	85:61	37:12	88:69	50:30	10				
7か月まで	67:20	78:46	14	83:59	35:10	87:67	48:28	8				
8か月まで	63:16	75:43	11	81:57	33:8	85:66	46:27	7				
9か月まで	59:12	72:41	8	79:55	31:6	83:64	45:25	5				
10か月まで	55:8	70:38	5	77:53	29:4	82:63	43:23	3				
11か月まで	51:4	67:35	3	75:51	27:2	80:61	42:22	2				
12か月まで	47:0	65:33	0	73:49	25:0	79:59	40:20	0				

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

●共同保険特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までの事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく契約内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る契約変更手続き完了のお知らせ（兼異動承認書）の発行および交付または保険証券等に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全

- ⑩ ①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

●自動継続特約（地震保険・個人用火災総合保険（団体扱・集団扱以外））

第1条（自動継続の方法）

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合は、次の①または②のいずれかの継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。

- ① 主契約の契約年度の開始日にこの保険契約を付帯した場合

保険期間を満了となる保険契約（以下「継続前契約」といいます。）と保険期間を同一の年数とし、保険料の払込に関する特約を同一とする継続の申出

- ② 主契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合

保険期間を1年とし、保険料の払込に

関する特約を継続前契約と同一とする継続の申出。ただし、主契約に保険料長期月払特約が付帯されている場合は、保険期間を1年とし、保険料分割払特約を付帯する継続の申出とします。

- (2) (1)の規定により継続される保険契約（以下「継続後契約」といいます。）の保険期間の終期は、いかなる場合も主契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、継続後契約の保険料を、継続後契約に付帯される特約の規定により、払い込むものとします。

- (2) 保険契約者が保険料の払込を怠った場合の取扱いについても、継続後契約に付帯される特約の規定によります。

- (3) 継続前契約に次の①から⑥までのいずれかに該当する特約が付帯されている場合は、次の①から⑥までの規定は適用せず、(1)および(2)の規定を適用します。

- ① 保険料分割払特約（即時払）Ⅱ契約保険料払込条項第2条（第1回保険料領収前の事故）
- ② 保険料一括払特約（即時払）第2条（保険料領収前の事故）
- ③ 保険料長期年払特約（即時払）Ⅱ契約保険料払込条項第2条（第1回保険料領収前の事故）
- ④ 保険料長期月払特約（即時払）Ⅱ契約保険料払込条項第2条（第1回保険料領収前の事故）
- ⑤ 保険料長期一括払特約（即時払）第2条（保険料領収前の事故）
- ⑥ 保険料長期一括払特約（評価済契約・即時払）第2条（保険料領収前の事故）

第3条（継続後契約の保険証券）

継続後契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券（異

動承認書を含みます。)とその継続後契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第4条 (保険料率改定による保険料の変更)

この保険契約に適用した料率が改定された場合は、当会社は、料率が改定された日以後第1条(自動継続の方法)の規定によって継続される継続後契約に対する保険料を変更します。

第5条 (普通保険約款との関係)

- (1) 第1条(自動継続の方法)の規定は地震保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第10条(告知義務)(2)および第11条(通知義務)(2)の効力を妨げないものとします。
- (2) この特約は、普通保険約款第34条(保険契約の継続)の規定とはかかわりありません。

●自動継続特約 (地震保険・個人用火災総合保険 (団体扱・集団扱))

第1条 (自動継続の方法)

- (1) この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合は、次の①または②のいずれかの継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約(以下「主契約」といいます。)の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。
 - ① 主契約の契約年度の開始日にこの保険契約を付帯した場合

保険期間を満了となる保険契約(以下「継続前契約」といいます。)と保険期間を同一の年数とし、保険料の払込に関する特約を同一とする継続の申出

- ② 主契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合
保険期間を1年とし、保険料の払込に関する特約を主契約と同一とする継続の申出
- (2) (1)の規定により継続される保険契約(以下「継続後契約」といいます。)の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、継続後契約の保険料を、継続後契約に付帯される特約の規定および集金契約の定めるところにより、払い込むものとします。
- (2) 保険契約者が保険料の払込を怠った場合の取扱いについては、継続後契約に付帯される特約の規定および集金契約の定めるところによります。

第3条 (継続後契約の保険証券)

継続後契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券(異動承認書を含みます。)とその継続後契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第4条 (保険料率改定による保険料の変更)

この保険契約に適用した料率が改定された場合は、当会社は、料率が改定された日以後第1条(自動継続の方法)の規定によって継続される継続後契約に対する保険料を変更します。

第5条（普通保険約款との関係）

- (1) 第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第10条（告知義務）(2)および第11条（通知義務）(2)の効力を妨げないものとします。
- (2) この特約は、普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

●保険料一括払特約

I 共通条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われ

た場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第3条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができます。
- (2) (1) の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）

個人用火災総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第15条（保険料の取扱い—無効または失効の場合）(2)および同章第18条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定は、当会社が返還すべき保険料^(注1)がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款第3章基本条項第15条（保険料の取扱い—無効または失効の場合）(2)および同章第18条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額

を差し引いた額をいいます。

第5条（保険金支払時の未払込保険料の 払込み）

普通保険約款第3章基本条項第25条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。

（注）未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条（地震保険に付帯されている場合の 取扱い）

この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびに付帯された他の特約の規定を準用します。

II 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日までに、保険料を一括して払い込むこととします。
- (2) (1)において、保険契約者がこの保険契約の保険料をI 共通条項第2条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったこと

による場合においては、保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社はこの保険契約の保険期間の初日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特則）

- (1) 保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
- (2) 事故発生の日が、払込期日以前であり、保険契約者が、保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、当会社が承認したときは、当会社は、保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保

険金の全額の返還を請求することができません。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、この保険契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1) および (2) の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料(注1)があるときは、その保険料を返還します。
- (4) (1) および (2) の規定により当社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当社が既に支払った保険金があるときは、当社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款第3章基本条項第18条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料(注2)を差し引いた額をいいます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

Ⅲ 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

保険契約者は、変更手続き完了のお知らせ（兼異動承認書）記載の払込期日までに、追加保険料（普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）に定める追加保険料をいいます。以下同様とします。）の全額を一

括して払い込まなければなりません。

第2条（追加保険料の払込方法）

当社は、保険契約者に対して、I 共通条項第2条（保険料の払込方法）の規定にかかわらず、追加保険料の払込みを口座振替以外の方法により、請求できるものとします。

第3条（追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、次の①および②に定める時から、その追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

① 普通保険約款第3章第14条①に該当する場合は、保険期間の初日

② 同章第14条②に該当する場合は、危険増加または危険の減少が生じた時

- (2) 普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）③に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する

月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第4条（追加保険料領収前事故の特別）

- (1) 保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、次の①または②に定めるところによります。

区 分	取扱い
①追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
②追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、契約内容の変更の承認後の内容に従い、保険金を支払います。

- (2) 事故発生日が、第1条（追加保険料の払込み）に定める払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、当社が承認したときは、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) (2) の確約に反して保険契約者が払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当社は、次の①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区 分	保険金の額
①追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	既に支払った保険金の全額
②追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	次の算式により算出された額 $\text{既に支払った保険金の額} - \text{前条(2)の保険金の額}$

第5条（追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2) の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当社は、(1) の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1) および (2) の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料^(注1)があるときは、その保険料を返還します。
- (4) (1) および (2) の規定により当社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当社が既に支払った保険金があるときには、当社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款第3章基本条項第18条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条（訂正の申出等に関する特則）

- (1) 第1条（追加保険料の払込み）から前条までの規定にかかわらず、普通保険約款第3章基本条項第2条（告知義務）(3)の③の承認をする場合で、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりませ。）は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

別表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	I 共通条項第4条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）	個人用火災総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第15条（保険料の取扱い—無効または失効の場合）(2)および同章第18条（保険料の取扱い—解除の場合）	地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)および(3)
2	I 共通条項第4条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）(注1)	普通保険約款第3章基本条項第15条（保険料の取扱い—無効または失効の場合）(2)および同章第18条（保険料の取扱い—解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)および(3)
3	I 共通条項第5条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款第3章基本条項第25条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
4	II 契約保険料払込条項第4条（保険料不払の場合の解除）(注1)および III 追加保険料払込条項第5条（追加保険料不払の場合の解除）(注1)	普通保険約款第3章基本条項第18条（保険料の取扱い—解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)

5	III 追加保険料払込条項第1条（追加保険料の払込み）	普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）
6	III 追加保険料払込条項第3条（追加保険料不払の場合の免責）(1)	普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
7	III 追加保険料払込条項第3条（追加保険料不払の場合の免責）(1)の①	普通保険約款第3章第14条①	地震約款第21条(1)
8	III 追加保険料払込条項第3条（追加保険料不払の場合の免責）(1)の②	同章第14条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条(1)
9	III 追加保険料払込条項第3条（追加保険料不払の場合の免責）(2)	普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)
10	III 追加保険料払込条項第6条（訂正の申出等に関する特則）(1)	普通保険約款第3章基本条項第2条（告知義務）(3)の③	地震約款第10条（告知義務）(3)の③

●保険料分割払特約

I 共通条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第3条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができますものとしします。
- (2) (1) の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）

個人用火災総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第15条（保険料の取扱い—無効または失効の場合）(2) および同章第18条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定は、当会社が返還すべき保険料^(注1)がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款第3章基本条項第15条（保険料の取扱い—無効または失効の場合）(2) および同章第18条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款第3章基本条項第25条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料^(注)の全額を一時に払い込まねばなりません。

(注) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条 (地震保険に付帯されている場合の取扱い)

この特約が地震保険普通保険約款 (以下「地震約款」といいます。) に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびに付帯された他の特約の規定を準用します。

II 契約保険料払込条項

第1条 (保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

区分	払込期日
第1回保険料	保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日
第2回以降の保険料	第1回保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日

- (3) (1) および (2) において、保険契約者がこの保険契約の保険料を I 共通条項第2条 (保険料の払込方法) (1) に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、第1回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第1回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第1回保険料の払込期

日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

- (4) (3) の規定が適用される場合であっても、第2回以降の保険料の払込期日は変更しません。

第2条 (保険料不払の場合の免責)

- (1) 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は次に定める日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第1回保険料の払込みを怠った場合	この保険契約の保険期間の初日
第2回以降の保険料の払込みを怠った場合	保険料の払込みを怠った払込期日の翌日

- (2) 保険契約者が (1) の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条 (保険料領収前事故の特則)

- (1) 保険契約者が、事故発生前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
- (2) 事故発生の日が、第1条 (保険料の払込み) (2) に定める第1回保険料の払込期日 (以下「第1回保険料払込期日」といいます。) 以前であり、保険契約者が、第1回

保険料を第1回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、当社が承認したときは、当社は、第1回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(3) (2) の確約に反して保険契約者が第1回保険料払込期日に第1回保険料の払込みを怠り、かつ、第1回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第4条（保険料不払の場合の解除）

(1) 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

①当社が保険契約を解除できる場合	<p>ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合</p> <p>イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合</p>
②解除の効力が生じる時	<p>ア. ①のア. による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第1回保険料である場合は、この保険契約の保険期間の初日。</p> <p>イ. ①のイ. による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日</p>

(2) 当社は、(1) の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

(3) (1) および (2) の規定により、当社

がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料^(注1)があるときは、その保険料を返還します。

(4) (1) および (2) の規定により当社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当社が既に支払った保険金があるときは、当社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款第3章基本条項第18条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（解除の効力に関する特則）

(1) 保険契約者が保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだ場合であっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込期日の翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるときは、当社は前条(1)②のア.の規定にかかわらず、解除の効力が生じる時を故意に保険料の払込みを怠った払込期日の前月の払込期日とします。

(2) (1) の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害または費用に対して、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

Ⅲ 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

保険契約者は、変更手続き完了のお知らせ

せ（兼異動承認書）記載の払込期日までに追加保険料（普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）に定める追加保険料をいいます。以下同様とします。）の全額を一括して払い込まなければなりません。

第2条（追加保険料の払込方法）

当社は、保険契約者に対して、I 共通条項第2条（保険料の払込方法）の規定にかかわらず、追加保険料の払込みを口座振替以外の方法により、請求できるものとします。

第3条（追加保険料不払の場合の免責）

(1) 普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、次の①および②に定める時から、その追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

① 普通保険約款第3章第14条①に該当する場合は、保険期間の初日

② 同章第14条②に該当する場合は、危険増加または危険の減少が生じた時

(2) 普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）③に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびに付帯された他の特

約に従い、保険金を支払います。

(3) 保険契約者が（1）または（2）の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第4条（追加保険料領収前事故の特則）

(1) 保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求を行うときは、次の①または②に定めるところによります。

区 分	取扱い
①追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
②追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、契約内容の変更の承認後の内容に従い、保険金を支払います。

(2) 事故発生の日が、第1条（追加保険料の払込み）に定める払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料の全額を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、当社が承認したときは、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(3) (2)の確約に反して保険契約者が払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当社は、次の①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区 分	保険金の額
①追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	既に支払った保険金の全額
②追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">既に支払った保険金の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">前条(2)の保険金の額</div>

第5条 (追加保険料不払の場合の解除)

(1) 当社は、払込期日の属する月の翌月未までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

(3) (1) および (2) の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料^(注1)があるときは、その保険料を返還します。

(4) (1) および (2) の規定により当社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当社が既に支払った保険金があるときには、当社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款第3章基本条項第18条(保険料の取扱い—解除の場合)の規定により算出した額から未払込保険料(注2)を差し引いた額をいいます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条 (訂正の申出等に関する特別)

(1) 第1条(追加保険料の払込み)から前条までの規定にかかわらず、普通保険約款第3章基本条項第2条(告知義務)(3)の③の承認をする場合で、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当社が、この保険契約を解除できる場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。)は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

別 表

読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1 I 共通条項第4条(保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合)	個人用火災総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3章基本条項第15条(保険料の取扱い—無効または失効の場合)(2)および同章第18条(保険料の取扱い—解除の場合)	地震保険普通保険約款(以下「地震約款」といいます。)個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条(保険料の返還—無効、失効または解除の場合)(1)および(3)
2 I 共通条項第4条(保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合)(注1)	普通保険約款第3章基本条項第15条(保険料の取扱い—無効または失効の場合)(2)および同章第18条(保険料の取扱い—解除の場合)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条(保険料の返還—無効、失効または解除の場合)(1)および(3)
3 I 共通条項第5条(保険金支払時の未払込保険料の払込み)	普通保険約款第3章基本条項第25条(保険金支払後の保険契約)(1)	地震約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)
4 II 契約保険料払込条項第4条(保険料不払の場合の解除)(注1)および III 追加保険料払込条項第5条(追加保険料不払の場合の解除)(注1)	普通保険約款第3章基本条項第18条(保険料の取扱い—解除の場合)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条(保険料の返還—無効、失効または解除の場合)(1)

5	Ⅲ追加保険料 払込条項第1 条（追加保険 料の払込み）	普通保険約款第3章基 本条項第14条（保険料 の取扱い－契約内容の 変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険 料の返還または請求－ 告知義務・通知義務等 の場合）(1)または個人 用火災総合保険に付 帯される場合の特則第 3条（保険料の返還ま たは請求－告知義務・ 通知義務等の場合）(1)
6	Ⅲ追加保険料 払込条項第3 条（追加保険 料不払の場合 の免責）(1)	普通保険約款第3章基 本条項第14条（保険料 の取扱い－契約内容の 変更の承認等の場合） ①または②	地震約款第21条（保険 料の返還または請求－ 告知義務・通知義務等 の場合）(1)または個人 用火災総合保険に付 帯される場合の特則第 3条（保険料の返還ま たは請求－告知義務・ 通知義務等の場合）(1)
7	Ⅲ追加保険料 払込条項第3 条（追加保険 料不払の場合 の免責）(1) の①	普通保険約款第3章第 14条①	地震約款第21条(1)
8	Ⅲ追加保険料 払込条項第3 条（追加保険 料不払の場合 の免責）(1) の②	同章第14条②	地震約款個人用火災総 合保険に付帯される場 合の特則第3条(1)
9	Ⅲ追加保険料 払込条項第3 条（追加保険 料不払の場合 の免責）(2)	普通保険約款第3章基 本条項第14条（保険料 の取扱い－契約内容の 変更の承認等の場合） ③	地震約款個人用火災総 合保険に付帯される場 合の特則第3条（保険 料の返還または請求－ 告知義務・通知義務等 の場合）(2)
10	Ⅲ追加保険料 払込条項第6 条（訂正の申 出等に関する 特則）(1)	普通保険約款第3章基 本条項第2条（告知義 務）(3)の③	地震約款第10条（告知 義務）(3)の③

《メモ》

A series of horizontal dashed lines for writing notes, spanning the width of the page.

お客さま総合窓口

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：(株)損害保険ジャパン】

フリーダイヤル ☎[®] 0120-888-089

<受付時間> 平 日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

<インターネットホームページアドレス> <http://www.sompo-japan.co.jp>

そんぽADRセンター

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808 <通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

<受付時間> 平 日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<インターネットホームページアドレス> <http://www.sompo.or.jp/>

お問い合わせ先

 **株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111

ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

このしおりは、環境保全のため再生紙を使用しております。